

平成22年第1回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成22年 2月 1日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成22年 2月 4日 午前10時00分

閉会日時 平成22年 2月 4日 午後12時16分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	×	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	学校教育課長	椛木義樹	○
総務課主幹	房田敏彦	○	社会教育課長	徳田博一	○
行政経営推進室長	金一昇	○	農業委員会事務局長	酒井操	○
企画財政課長	斉藤善己	○	農業委員会事務局次長	深田知明	○
企画財政課主幹	石橋吉伸	○	選管局長	林伸行	○
住民生活課長	長良英俊	○	選管次長	房田敏彦	○
住民生活課主幹	山口善勝	○	監査委員事務局長	細川順市	○
保健福祉課長	鴫田憲治	○			
保健福祉課主幹	江草智行	○			
特養園長	鈴木悦郎	○			
特養主幹	清野敏幸	○			
産業課長	酒井操	○			
産業課主幹	深田知明	○			
建設課長	上野安男	○			
会計管理者	土井玉記	○			
総務課庶務担当主査	伊藤泰広	○			
企画財政課財政主査	横山智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	細川順市	○	事務局主任	中橋育美	○
事務局主査	石川篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 鳥本 英樹 6番 白馬 康進
2			会期の決定	2月4日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	議案	1	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（森の健康館等）	
6	〃	2	平成21年度津別町一般会計補正予算（第8号）について	
7	〃	3	平成21年度津別町上水道事業会計補正予算（第5号）について	
8	報告	1	例月出納検査の報告について（平成21年度11月分、12月分）	

(午前10時00分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。けさの最低気温はマイナス25度だそう
うであります。寒い中ご苦労さまです。

茂呂竹議員から病氣療養のため、欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成22年第1回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

5番 鳥本英樹君 6番 白馬康進君

の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（細川順市君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

次の日程に入ります前に保健福祉課のほうから、おわびと訂正の申し入れがございますので、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） それでは、お時間をいただきまして平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算に係る訂正をさせていただきます。

お手元に本日訂正の内容を配付させていただいておりますが、去る3月10日開催の第3回津別町議会定例会におきまして、議案第24号 平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について議決をいただいたところでありますが、第1条第2項中の第1表の歳出におきまして、款3諸支出金、項1諸支出金と記載されておりますが、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金が正しい内容であり、ここでそのようにご訂正をいただきますようお願いを申し上げます。

重ね重ねの訂正があり、まことに申し訳なく存じますが、このことについて深くおわび申し上げ、訂正の報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで訂正報告を終わります。

本件についてはご了承願います。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　本日ここに第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例議会後の行政報告と本日付議いたしております3件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

初めに、寄附についてであります。12月24日、幸町、西澤伸夫様より町民の森自然公園周辺整備、特にクリンソウの一層の整備に役立ててほしいと、30万円のご寄附をいただいたところであり。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、北海道社会貢献賞（交通安全功労賞）の受賞についてであります。平成21年度北海道社会貢献賞につきまして、旭町、金田幸一様が昭和56年8月から28年間にわたり町交通指導員を務められた実績と、交通安全推進に対する長年のご功績が認められ、交通安全功労者として北海道知事より表彰されました。長年のご功績に対し深く感謝申し上げますとともに、このたびのはえある受賞に対し心より敬意を表し、今後のご活躍をご祈念するものであります。

次に、バトントワリング選手権大会についてであります。昨年12月19日に江別市の北海道立野幌総合運動公園メインアリーナで開催されました第35回全日本バトントワリング選手権北海道ブロック大会において、ソロトワール女子中学校部門で津別中学校3年生、三田実樹さんとトゥーバトン女子小学校高学年部門で津別小学校6年生、石井柚良さんが見事全道優勝をなし遂げました。これを受けて、3月に広島県で開催される全国大会へ出場することとなりました。選手や指導に当たられました関係者の努力に敬意を表するとともに、全国大会でのご活躍をご期待申し上げます。

次に、第5次津別町総合計画についてであります。12月29日、原田総合計画策定審議会会長から最終答申書が提出されました。平成20年7月1日から、町民50人からなる審議委員の皆さんが17回にわたる審議を尽くされました。ご尽力いた

いただきました審議委員等の関係者の皆さまにお礼を申し上げますとともに、まちづくり全般にわたる貴重なご意見を今後の町政運営に生かしていきたいと考えているところでもあります。

次に、全道リコーダーコンテストの結果についてであります。1月8日に札幌市サンプラザホールで開催されました第24回全道リコーダーコンテストにおいて、活汲小中学校の児童・生徒の皆さん19名が、中学校合奏の部において金賞の荣誉に輝き、全国大会出場権を獲得しました。これを受けて、3月28日に東京都江戸川総合文化センターで開催される全国大会へ出場する運びとなりましたが、その荣誉をたたえますとともに、再び花村賞及び金賞の受賞が期待されるところであります。

次に、成人式についてであります。1月10日、中央公民館において、町内・町外合わせて54名（男27名・女27名）の新成人と多くの来賓の方々をお迎えして挙行いたしました。式典では、新成人から希望に燃える力強い「成人の誓い」が述べられ、厳粛の中にも和やかに式典を終えることができました。また、この日は恒例となりました「北見室内管弦楽団」の皆様によるオーケストラ演奏などで、新成人の門出を祝ったところであります。新成人の皆様方には、これからの社会や津別町を担う若者として限りない大きなパワーを期待するとともに、町政を担う私としても明るく元気な住みよい町づくりに努めるべく思いを新たにしたいところであります。

次に、第14回カレンダー展示即売会についてであります。1月10日、中央公民館において、つべつかわら版福祉基金（代表大東勲様）主催によるカレンダーの展示即売会が行われました。このたび、主催者から即売会での売上金4万850円を中央公民館図書室の一般図書としてご寄贈いただいたところであり、毎年のご厚志に対し、衷心より感謝申し上げる次第であります。

次に、アンサンブルコンクールの結果についてであります。1月16日に北見芸術文化ホールにおいて開催されました第32回北見地区アンサンブルコンクールにおいて、津別中学校の1年生と2年生の吹奏楽部の代表メンバー6名が、中学校アンサンブルの部において金賞を受賞いたしました。さらに、北見地区の代表として全道大会に出場することが決まりました。全道大会への出場は実に17年ぶりの快挙で、2月14日に札幌市キタラコンサートホールで開催される第41回北海道アンサンブル

コンクールに出場することとなりました。この栄誉をたたえますとともに、全道大会でのさらなる栄誉を目指し頑張っていたいただきたいと思います。願うところであります。

次に、ソフトテニス大会についてであります。1月29日に札幌市の北海道総合体育センターで開催されました第6回北海道小学生ソフトテニスインドア選手権大会兼第9回全国小学生ソフトテニス大会予選会において、津別小学校4年生の河野ノアさんと美幌小学校4年生の鶴田葵さんのペアが小学校4年生以下女子の部で見事第3位に入賞し、3月に千葉県で開催される全国大会へ出場することとなりました。選手や指導に当たられました関係者の努力に敬意を表するとともに、全国大会でのご活躍をご期待申し上げるところであります。

次に、スポーツ合宿誘致活動についてであります。1月30日、東京秩父宮ラグビー場におきまして、NTTコミュニケーションズと豊田自動織機がラグビー日本選手権大会進出をかけた対戦が行われた際に、両チームへの応援とあわせて合宿誘致活動を行ってまいりました。この両チームは、本町のスポーツ合宿事業開始時から毎年トップリーグ昇格を目指して本町で夏合宿を行っており、今シーズン、見事に悲願のトップリーグ昇格を果たしたところであります。今回、ご同行いただきましたスポーツ合宿実行委員会山内実行委員長並びに鹿中副実行委員長とともに、両チームのトップリーグ昇格に対し祝意を表するとともに、これまでの津別合宿に対する感謝と今後の合宿継続を強くお願いしたところであります。トップリーグにおける両チームのさらなるご活躍をご期待する次第であります。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（森の健康館等）は、森の健康館及び山村体験宿泊施設について、本年4月1日より新たな指定管理者による管理を行わせるものとして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 平成21年度津別町一般会計補正予算（第8号）については、歳入歳出予算の総額に対し歳入歳出それぞれ1億6,119万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億5,922万円とするものであります。

今回の補正につきましては、国の平成21年度補正予算（第2号）の成立に伴い、

地域活性化・きめ細かな臨時交付金を交付するとされたことを踏まえ、緊急経済対策の趣旨に沿った町有住宅建設事業、緑永福祉寮内部改修工事、西町寿の家屋根・外壁改修工事に要する費用の補正及び津別川伏越配水管改修工事に対する上水道事業会計繰出金の補正を主に、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。歳出では、民生費で老人福祉施設管理経費として697万2,000円の追加、福祉寮施設整備事業として4,189万5,000円の追加、衛生費で上水道事業会計繰出金として1,505万7,000円の追加、土木費で町有住宅建設事業として9,726万7,000円の追加。

歳入では、国庫支出金で1億1,648万9,000円の追加、繰入金で4,470万2,000円を追加し、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第3号 平成21年度津別町上水道事業会計補正予算（第5号）については、資本的収入及び支出において、支出で配水施設設置費として1,505万7,000円を追加し、総額を1億439万3,000円とし、収入では一般会計からの補助金として1,505万7,000円を追加するものであります。

今回の補正につきましては、昭和58年度に施工した津別川伏越配水管が河床の低下により露出していることから、配水管の改修を行うための工事費を追加し、補正予算を編成したものであります。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第1号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（森の健康館等）を議題とします。

内容の説明を求めます。

行政経営推進室長。

○行政経営推進室長（金一 昇君） ただいま上程となりました議案第1号について内容のご説明を申し上げます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。1、施設の名称等、津別町字上里738番地、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設。2、指定管理者の名称等でありますけれども、札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、株式会社アンビックス、代表取締役前川二郎でございます。3、指定の期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

森の健康館及び山村体験宿泊施設につきましては、森林空間を利用して住民の研修、保健、休養及び都市住民との交流を図り、もって住民福祉の向上に資するため設置された公の施設であります。これまでの経過といたしましては、昭和62年の7月に上里国有林内で温泉が噴出したしまして、平成5年12月、森の健康館ホテルフォレスターとしてオープンしたものであります。オープン当時は津別町振興公社に管理を委託しておりました。平成9年の7月に山村体験宿泊施設を併設いたしました。平成15年の地方自治法の一部改正によりまして、平成17年の4月に津別町振興公社が指定管理者となって運営をしておりました。平成19年の10月に振興公社からの申し出によりまして、指定の取り消しを行っております。同年11月からは、株式会社愛生の杜が指定管理者となって運営をしておりましたけれども、平成21年10月をもって申し出により指定を取り消しております。

その後、札幌にあります株式会社アンビックスと協議を重ねてまいりました。昨年12月24日の議会全員協議会、それから本年1月19日の議員協議会、さらに1月29日の議会全員協議会において経過等の説明を行い協議を行ってきたところであります。また、1月26日には申請書類に基づきまして指定管理者選定委員会を開催いたしましたしまして、指定管理者の候補者として選定をしたところであります。今回、指定の議案を提出したところであります。また、株式会社アンビックスは、道央圏ではホテル、ゴルフ場の事業等を展開している一方で、道内では羽幌町、東神楽町、美唄市、南幌町、新ひだか町、ニセコ町、積丹町などで温泉宿泊施設を、さらに小樽市では総合体育館、美唄市では陸上競技場、野球場などの指定管理者として業績を伸ばしてい

る会社であります。

本日お配りしております資料として、協定書案、それから年度協定書案をお配りしておりますけれども、前回までと大きく違うところが3点ほどございます。一つは指定期間が3年間であること、もう1点は指定管理料を3年間、年間ですけれども1,500万円支払うと、3点目が施設設備の修繕費用の負担割合なのですが、前回までは5万円を境として5万円以上は町、5万円未満については指定管理者が負担するところを、今回は10万円を境として10万円を超えるものについては町、10万円未満については指定管理者が負担するという負担割合になっております。

以上で議案の説明を終了いたしますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今回の新たに指定管理者を求めて指定管理することにおいては、全員協議会、議員協議会を通じて私たちもいろいろのことを町民の声も交えて議論をした経過がありまして、きょうは議決でございますので、確認事項を含めましてちょっと町長の見解というか、理事者の考え方だけを聞きたいと思っております。

私は、基本的には今までの議論の中で、やはり受託してほしいという希望の中で議論をしていたし、町民の人たちも今回のこの新たな指定業者に関しては、ある程度皆さん信用をもってやってほしいということで大変喜んでいただいております。ですから、きょうはそういう過去にやってきたことを言うのではなくて、まず議決する前にこの基本条例、新たに今回出されましたこの3点、今金一課長のほうから大きく変わったところは理解しております。それで、私もこの基本協定書を何回か自分なりに読みまして変わったところ、それからちょっと疑問視するところにおきましては先日担当の石橋君に聞きましたり、またざっくばらんには副町長とも話し合っただけで私も言いたいことも言っていますので、そのことも含めましてここでちょっと確認したいと思っております。

まず、基本協定の中で確認したいのは6ページです。第6章の指定管理料及び利用料金の関係についての中で指定管理料の変更というところがあります、第25条。このことについて甲乙の関係で、賃金水準または物価水準の変動によって当初合意された

指定管理料が不適當な場合は、相手側に対して通知をもって両者で変更を求めることがあって協議をするということですが、この件についてちょっとよく理解できない部分がありましたので、申し訳ありませんけど、再度説明をお願いいたします。ということは、私ども単純に3年間1,500万と、この3年間の中においては指定管理料というのは、もう1,500万と決められてますけど、この項目がある以上はある程度この条件に想定されることがあるのかなど。実際に賃金の水準だとか物価水準が変動すると、こういうこともあり得る変更というのは、実際に想定されるのかどうか。この物差しはどのような形の中で、この条項が入っているのか、この点もうちょっとこの機会に説明願いたいと思います。悪いとかいいとかは別にして、この辺が私はちょっと気になったところですので、よくわかるように説明してほしい。

それから、戻りまして5ページですけど、第5章の業務実施に係る甲の確認事項ということで、甲による業務実施の状況の確認、それから甲による業務の改善勧告ということになっています。このことにおきまして、私はちょっと何回もくどいようですが、申し訳ないんですけど、これ前任者の指定業者は最終的には私どものほうからも取り消し願いが出てやめていただいたという経過があるわけです。しかし、あの反省点に立てば、果たしてこの業務確認の状況だとか、町による業務の改善勧告というのは町から甲に対して、そういうことが果たしてきちっとこの文章どおり行われてきたのかというのは、私はいささか自分なりに反省を持っているわけです。ということは、この指定管理者の運用については、基本的には町が少しでも経費削減で民間の業者にノウハウを持ったところにやらせて、少しでも経費節減だとか効率的な運用を図っていくということが基本的な指定管理であります。それと同時に、一番大事なものは住民の質の向上と、利用者、住民にサービスの向上もやはりつながることが大事なのです、公共施設ですから。これは費用対効果は別にして。ですから、そこに果たして前任者の業者は、果たしてそれだけのことでやめていったのかどうか。これが大変ないがしろになっているというのは、最近の指定管理者の非常に問題点になっているわけです。私は前任者の業者に対しては、非常に町民の不評、不満があったのはこの点に欠けてたのではないかと思います。ですから、そういう面におきましては果たしてこの文面どおり業務の改善勧告というものが、果たして履行されているのかどうかと

というのが問題であります。これは基本協定ですから、全くこれ本当に文章の約束ですから、これは履行しなきゃならないですよ。しかし、こういう条文があっても、やはりこれがきちっと守られていかないことにはどうにもならないわけですね、はっきり言って。ですから、その部分におきまして私はやはりこの部分をきちっとしていかなくちゃならないということで今確認をしています。ですから、前任者の業者指定よっての反省点と、今回やることにおきましてのやはりきちっとしたものを踏まえて、やはりこういうことをやらなくちゃならないということで、私はこのことにおいて前回きちっと行われたのか、果たして。それだけを確認したいと思いますので、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 行政経営推進室長。

○行政経営推進室長（金一 昇君） ただいまの白馬議員のご質問にお答えしたいと思います。

指定管理料の変更の件でございますけれども、指定期間が3年ということもあるため、賃金水準や光熱水費など物価水準の変動等によりまして、町と指定管理者の間で当初合意した指定管理料が不相当となることも考えられます。理論上で申し上げますと、インフレあるいはデフレの双方が考えられますけれども、またその他当初予定していなかった理由によりまして、指定管理料の見直しが必要となることも考えられます。そうした自体が発生した場合、本条に基づいて指定管理料の見直しを申し出ることができる。申し出は地方公共団体、いわゆる町のほうもできますし、指定管理者、双方からもできるという内容でございます。どちらかの意思が一方的に反映されることのないよう、変更については両方で協議を行って決定するという内容でございます。

続きまして、甲による業務実施の状況の確認ということで、前指定管理者の件もお話ありましたけれども、確かに十分でなかった面があったと思われま。こうしたことを防ぐために前回も書いてありますけれども、今回もこのように記載してございまして、これについてはいわゆる業務報告書による確認のほか、現地に立ち入って調査をするとか、一般にモニタリングといわれる手法をもって確認をしたいと思っております。改善勧告につきましては、できればないのが望ましいのでありますけれども、これから指定管理者として三度目の指定ということになりますので、特に注意をもって

当たりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 端的に金一課長のほうから答弁をいただきましたので、再度くどいようですが、確認したいと思います。

まず、この指定管理料の変更につきましては、ただいまの説明でまあそういうこともあり得て、実際にお互いに申し入れができて、双方でいって決定されるということで、どういう事情、どういう事態が起きるかわからないけど、この件については当然民間は利益を求めていますね。行政は利益よりもやはり住民福祉を求めています。私が一番心配するのは、民間が利益を求めるときにはやはり賃金だとか、物価水準だとか、そういう面においては当然やはり採算の合わないときには、それなりの標準というか物差しを持ってくると思います。そのときに、とつてもこの賃金だとか物価水準の中では、とつてもこの指定管理料ではやっていけないという、そういうものが発生しないとは限りません。これはいろんな災害とかそういうのは別にして、こういうような物理的な問題になったときに、これは双方で協議によってそのことは変更できると思っていますけど、これはやはり町長に聞いておきますけど、このことにおいてはあり得ないとは限りません。ですから、私はこのことは十分きちっと踏まえた中でやっていかなかったら、私は必ずこういうことが起き得るのでないかということも想定しているわけです。当然議会にもかけるだろうし、当然そういう問題は出てくると思います。しかし、前任の指定業者の場合もやはりそういう例があったわけです、最後には。だけど、私どもはそれ以上出すのだったらもうおやめになって取り消してくださいということを私たちのほうからも申し出たと思います。ですから、そういうことには私はないことを希望していますが、やはりそういうことにおいては相当きちっとしたものを覚悟して持っていかなかったら、私はだめでないかと思います。今回の指定業者は失敗は許されない。我々も住民からは、白馬さん、失敗したらだめですよということで、きちっと町長も腹を据えてやっていると思いますけど、やはりこういう点においては、これはやはり基本協定の中の一つの条文ですから、こういうことも書いておくことは必要ですけど、この辺が簡単にとは言いませんけど、こういうことがある以上はこういうこともあるのだなということで、私はちょっとあつてはならないこ

とがあるのだなということで、簡単にはこれは、「はい」そうですかというようにはならないと思いますが、この辺は町長の見解をもう一回求めたいと思います。

それから、改善勧告だとか業務状況の把握ということで、今回3回目ですから確かにそういうことも手薄だったということで課長からも言われてますが、私はこのことに関してもこの条文は書いてありますけど、結局私も前に言ったとおり、町民の方々は行った人間がいろいろと批評だとか、評価だとか、不満だとかというのはいろいろと言いますね、町民の方も。今回もやるってことにおいてはいろんな声を私は反論できます。これはなかなかいろんな人で、見解は個人個人ですから、言っていることがだれがいいとか悪いとかでなくて、やはり指定をさせる私たち設置側に対しては、やっぱり指定をやらせるほうに対してきちっと適切な評価というものをきちっとして、それを情報公開するような形ぐらいとらなかつたら、町民がまちまちな評価だとか批判をするわけです。ですから、ここは今金一課長もモニタリングといいますけど、これはやはり評価的なものをきちっとしていかなかつたらだめだということを私は再度申し上げたい。ということは、場合によつたら第三者の評価委員会までもって、この指定管理業者というのは本当に適切なのか、町民の福祉にこたえているのかという、そういうところもあります。そこまで私は求めませんが、ただやっぱり今言ったようにモニタリングだとか、町民の声というものを常に聞いて、それをやはり指定業者に申し入れするぐらいの、勧告せとは言わないけど、申し入れして双方でやはり当事者が双方の持っているのですから、それをお互いに歩み寄って一年、二年、三年を盛り上げていくということが大事でないかと思います。そこが、私はこの文面には書かれてますが、そこはやっぱり町長の指導力というか、理事者も指定管理をやらせたのだから、やはり我々もそういうことで双方がお互いに権限を持ってやるのですから、もう少しその辺の形を私はとってもらいたいと思う。それでなかつたら何ぼ立派な業者が来ても、やはりお客さんの利用度の減少によってはどういう問題点が出るかわかりませんから、その辺はよくひとつ考えてやってもらうことを、もう一度町長のほうから答えを出してもらいたいと思います。確認したいと思います。

それから、そもそもこういう指定管理者というのは、ちょっと生意気なことを言って申し訳ないけど、業者が強い、今回のようにアンビックスみたく信用のある大手で

すから、お任せ主義になっちゃうのですよ。どうしても理事者というわけでないけど、町のほうはもうこれだけの会社だからって、お任せ主義になったら、後はある程度、さっき立ち入るって言っていますけど、ある程度会社がそれだけの力を持って失敗のない会社だから、そういうお任せ主義にはそもそもそういう問題に私は発生することもあるのではないかなと思っています。ですから、そういう面においてもやはり決してお任せ主義にならないで、やっぱり住民の声を聞きながら、どこにどういう問題点があるかということ、これはやっぱりシビアに確認しながら私は進めてってほしいと思います。

それから、この基本協定でなくて、再三言ってきました全員協議会の中でもバスの運行だとか、それから室内の改善だとか、ライトアップだとか、いろいろ今回準備の中でやることは私は結構だと思います。ある程度のお金も私はこれは町民に言っていますからかかると思います。ただ、これからやっていく改善策について、バスの運行も町長とちょっと私が見解の相違わかりましたけど、それから町民の方も、この間副町長と会ったらカラオケの要求もあったと。こういうことは、私もたまたま言うのですが、あなたたち利用しない人間が言ったってだめなのだと。やっぱりあそこに大いに利用する人間の声を聞いてくれと。だから、行かない人間の声を聞いたってだめなのだから行っている人間の声をよく聞いて、そこに反映してやってくれるのなら我々はいいですよと。そういう声をやはり聞きながら、やっぱり今回はやってほしいという声があるのですね。実にそのとおりだと思います。行かない人はよかったなと言うけど、おれは行かないって、でもおれたちは行くのだ、自治会も老人クラブも今回はみんなで行くべって言っています。だから、その声がどういうふうになっていくかっていったら、副町長でないけどカラオケも要求されています、私も。バスも場合によったら毎日運行してくれてもいいし、週3便でもそれはそれでいいのではないですかという声もあるのです。その辺は、私もどういうふうにして統一していいかわかりませんが、だから行く人間の声をもう少し反映してほしいと。これだけは、やはりきちっとこれからやってほしいということは私も言われていますので、その辺も文面にはなりませんけど、客観的にそういうこともとらえてぜひひとつやってほしいと思います。

はっきり言って、私どもも今回こういう話をしましたら、あなたたち相当行っているでしょ、議員だからと。町長も行くのでしょと、責任はとらなくてもいいけどあなたたちも行くのでしょと。ですから、みんなで盛り上げようと、みんなで盛り上げてみんなで行こうやと。ですから、私も会う機会ごとにこういうことに対してはいろいろとPRしています。ですから、みんなで盛り上げなかったら何ぼ大きなアンビックスでもやっていけないでしょうと、相手は利益を追求するのですから、利益なくしてだれも公共的にボランティアでやる会社はないのですから。だから、そこにつながっていかなかったら、最終的にはせっかくアンビックスにやらせても、やはりもともくあみになりますから、私はそういうことを今踏まえて言っているわけですから、これ以上のことは言いませんけど、まだ細かくたくさんありますけど、大まかにこういうことだけ町長の口から、再度これを決めるときにこういう腹でいくということだけ聞かせてほしいと思います。

きょうは傍聴者もいますので、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それじゃあ、私のほうにいろいろお話がありましたので、お答えしたいというふうに思います。

協定書の中のいろいろありますけれども、経済情勢の変化というのは、これは正直予測がつかいません、どういうふうになっていくのかっていうのは。それは大石さんのときもそうでしたけれども、ああいうリーマンショックだとか、ああいったものがくるとというのは予測の範囲を超えてましたから、それはこの先どうなるかというのはわかりませんが、そうなったときはまたこちらでも指定管理者と十分話し合うことになりますし、皆さんとも話し合うことになるかと思えます。でも、それを越える力というのは持っているのだろうという判断の中で指定管理をお願いするということで進めてきた経過があるということ、まずご承知願いたいというふうに思います。

それから、町民の皆さんがあそこを楽しんで利用していただくために、その方法というのは、そういうあるいは感覚というのは、アンビックス社そのものが持っているところです。それは既にあちこちでやっていますので、その状況を見ても地元の方たちをまず第一に優先しているというのは、雑誌の記事を見ても何を見ても私どもとし

ても了解しているところですので、その部分には非常に期待をしているところではあります。ちなみに、1月、社長等がみえられたときに夜ちょっと交流を持ったのですが、皆さんの中で既に委員会で南幌のほうに、ハート&ハートのほうに視察に行かれたときのあの食事がおいしかったかどうかということで、質問を社長のほうから投げかけられまして、行った方がちょっとおいしくないという意味ではないのですが、首をかしげられたということで、普通かなという意味だったのだと思うのですが、それで社長は早速津別から戻ってから南幌に行きまして、どの部屋でどんな料理をどういう順番で出したのかというのを再現させてチェックしたそうです。そして、何が間違っていたかというのは、料理長からこういうものの出し方はおかしいというようなことで、いろいろ指示があったようです。ですから、そういうことを非常にお客さんの反応というのをしっかり受けとめている会社だというふうに思っていますので、それは期待をしていいのではないかなというふうに思っています。

そして、実際に使う方たち、私も大石さんがやっていたときも1年なかったですけども、1年というか撤退するという意思表示をするまでに1年なかったんですけども、私自身も三回ほど泊りに行ったりして、いろいろ自分なりの目で見てきたつもりですが、ただ自分が行く場合と、何というのですか町民の方が行く場合でちょっと差別をしているのじゃないかなというような感じを受けたときがあるのですが、その部分でいけば町の使う方たちの意見をしっかり受けとめていこうというスタンスを持っていますので、そして私どものほうからも現在のところ町の人たちの多くとは言い切れませんが、よく使うであろう人たちはこういう感覚を持っていますよということを伝えるために、実はきょう議決をいただきましたら来週の月曜日には市街地区の自治会の会長さん、あるいは老人クラブの皆さんと連合会の役員の皆さんと懇談会を設けるような形を既に計画しておりまして、そこでいろんなご意見を伺いながら希望をされることをまた相手方に伝えていきたいなというふうに考えていますので、お互いにキャッチボールしながら今回は指定管理者の方とうまくやれているのじゃないのかなというような認識を持っているということでご了解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ちょっと漏れているところがあったのですが、私はやはりさっき言ったみたモニタリングとか評価とか町民の声が、やはりきちっと施設の中に反映されていくことがまず大事であり、それがきちっとそういうような客観的にとらえるような形をきちっとつくって、それが業者のほうにも伝わって双方でお互いに責任を持って施設の運営を図ってもらいたいということに対して町長に質問したわけです。これは当たり前のことなのですが、やはり町長もそういうことに一生懸命にならなかったら、やはり今回一番皆さんが言っていることは、町長も責任とらない、議員も責任とらない、町の町税もって、ああ困ったら出せばいい、仕方なかったって、今回3回目ですから私はそんなことにならないよって、だれも責任とってまでそんな行政のことに対して我々が身銭切ってまでやることないのですから、責任をとるといふことは我々は町長の言っていることを信用し、我々は町民の言っていることに対してこうですよって説明をして、信用して、このアンビックス会社もきちっと立派なものだということをお話して、これを信用して今回議決するのですから、やはりこれは私たちもこの議決をするということは、それだけの責任を持って議決するのですから、だから今回は町長が何ぼそういう立派な会社であろうと、これは何が起こるか分からないですよ。ですから、それは仕方ないです。起こったときの責任なんていうのは、いちいち我々がとることができないのですから、だからそれなりにやっぱりきちっとした腹をくくらないから、私もこうやって大声で言っているわけですから。それはやはり皆さん方の町民にも今度はうまくいきますよ、ですから皆さん一回足を運んでくださいと。見たら皆さん料理も変わるし、イメージも変わるし、きっと皆さんに評価してもらえますと。じゃあ、もし行ったときに皆さんが苦情あるのだったら、私たちもその機関をとおして言って、アンビックスのほうに伝えるようなそういう機関もつくりましますから、今度はきちっと前みたいなことはなりませんよと。なぜかしたら、前例者の業者が余りにも最後に終わった結末が不評で評判悪くなってしまって、こういうイメージを悪くしてしまって、今回こういう形になって私たちも挽回しようと思ってこうやって一生懸命盛り上げているのですから、それをやっぱり

挽回して初めて住民の人たちも、なるほどなということで皆さん今度足を運ぶのですから。やはりこれは、そのイメージを変えて皆さんが行くまでにはやっぱり時間もかかると思います。そこまでやるには初期投資、それからこの半年というのは私はやっぱり勝負だと思っていますから、今回もいろいろバスの件についても毎日走らせとか、いろいろなことを言っているわけですから、その辺はやっぱり町長もいろいろと皆さんと話しているから、町長の見解もありますから、ここでそうしなさいとは言えませんが、やはりそのことを十分にきちっとしたものをもっていかなかったら、我々も決める以上はやっぱりきちっとしたもので決めてほしいと思っていますから、そのことを今あえてくどくどと言っているわけですから、そのことに対してその町民の声というものをどういうふうに把握して、どういうふうにそこに反映するかということだけちょっと確認したいと思いますので、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ですから、町民の声というのは実際にスタートしてから聞く機会はいくつあると思います。それは自治会の総会もあるでしょうし、さまざまのところ、いろんな集会等もあります。そういう中で、要はこちらのほうから何ていうのでしょうか、ひっかかる点だとか、それから改善してほしいという点があれば、それこそ町民懇談会でもいいですし、いつでも言っていればそれは向こうに伝えるような形にして、そういうものっていうのは黙っていても耳に入ってきますよね、今までもそうでしたけれども。それと、定期的にやはり会社の方たちと話し合うことによって、そしてこちらは知らなくても向こうが承知している部分もありますので、それは話し合いは持ちながら改善していくことは一向にといいですか、当たり前のことではないかなというふうに思います。ただ、公社のときもそうでしたし、それから大石さんのときももちろんそうでしたけれども、クレームとか、それから不評だとかというのは、これは100%ないということは僕はあり得ないというふうに思っています。それは人間の受けとめ方によって随分変わってきますので、それはなるべく高い次元のところ整理されていくとか、受けとめていただくというような会社であるというふうに認識しているところですので、全く不平だとか、何というのですかクレームがないということは、多分あり得ないだろうなというふうに思っていますけれ

ども、でも9割なり、そういった段階でしっかりそれに対応してくれる会社だというふうに考えています。そう思っていますから、そういうことで責任を持って理事者として提案をしています。その責任を持って提案していますので、今度は議決をしていただけないでしょうかということ今提案をしている最中ですので、これまで白馬議員さんもいろいろ長い間あそこの部分については出発当時からさまざま見ていたというふうに思いますので、それにこれまでの議員協議会の中でも、期待感も今度こそは大丈夫かなという期待感もお持ちになっての言葉の端々でも私自身も感じておりますので、それは私自身もしっかり受けとめて、また何度もだめだったから、まただめだったから次、次ということではなくて、ある意味ではこれが最後の指定管理者というような気持ちで私自身は考えていますし、仮にそれがだめな状態になるっていうことになれば何かやっぱりもっと大きな要素ってというのが、多分そのときはあるのだと思いますので、そのときはまた別な施設そのもののあり方も含めた問題が今度出てくるかと思えますけれども、ただこうやってせっかくできて皆さんが楽しめる施設が地元にありますので、それを町民の皆さんと一緒に有効に活用して、一緒に楽しむ施設として活用していきたいと。そのための力添えを、技術というかそういう接客の技術も含めて持っている、食事の技術も持っているその会社をお願いをしたいということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 何点か確認事項含めてお伺ひをしたいと思います。

今回のアンビックス社から申請があつて選考委員会をつくつて、選考委員会の中でいろいろと検討されたというふうに聞いておりますが、前回の指定管理のときは外部委員さんを二人入れていたかと思ひます。今回外部は入れてないと、そういうふうに聞いておりますが、なぜ入れなかつたのか。前回は観光協会の会長さんが入られたというふうに聞いております。今回入れなかつた理由と、確認でございませぬが、この内容についてどこまで内部的選考委員会のほうで検討したのか確認をしたいと思います。

それから、冒頭の金一課長のほうから説明があつて、3年間、変わったところで1、500万出すという説明があつたわけですが、この協定書の中ではこの1、500万

というものが成文化されておられません。年度の協定の中で記載をされるようになっておりますが、これ新年度になりますけども、3年間の1,500万の相手との約束について成文化されるのか、債務負担行為か何かでやるのかどうかちょっとわかりませんが、どのような扱いでこれについて相手に対して示すのかどうかお伺いをしたいと。

それから、白馬議員からも質問があったわけなのですが、5ページの第23条の改善勧告の中で甲が示した条件というふうに文章になっておりますが、この甲が示した条件というものはどういうものなのか、この点についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 指定管理料の1,500万の件についてのみ、私のほうからご回答申し上げたいと思えます。これについては、3年間ということがございますので、年間1,500万の3年間ということでは、4,500万で債務負担行為について新年度予算に計上したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 行政経営推進室長。

○行政経営推進室長（金一 昇君） 最後にご質問のありました甲が示した条件という話でございますけれども、これは仕様書に書かれているものが条件となります。また、甲乙それぞれお互いに協議をして決定された事項も甲が示した条件に含まれることもあります。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（房田敏彦君） 私のほうから指定管理者の選定委員会に関することについてお答えしたいと思います。

まず、外部委員さんをなぜ入れなかったのかというところですが、この指定の選考委員会に関する条例施行規則の中で、選定委員会の組織につきましては10人以内の委員をもって組織をするということになってございます。選定委員会の会議は委員長が招集しまして、委員長がその議長となるということで委員長には副町長が当たりました。なお、第6条の中に委員長が必要があると認めるときは関係者及び有識者の出

席を求め、その意見または説明を聞くことができるということになっておりまして、今回につきましてはその必要がないというか、という部分で内部の関係者、当日のその選考委員につきましては委員長に副町長、委員として教育長、総務課長、行政経営推進室長、企画財政課長、産業課長、建設課長、住民生活課長をそれぞれ委員に選考した経過がございます。

選考の内容につきましてもこの条例施行規則にのりまして、それぞれの条例によりまして、選定の方法の中に記載にあるとおり、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること、施設の有効を最大限に発揮するものであること、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、また確保できる見込みであること、その他町長等が別に定める事項ということで、この観点から選考基準というか選考の判断として、結果としてはこれらを全部クリアしているということになった経緯がございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ちょっと補足答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、新年度予算に先ほど債務負担行為ということで予算を計上させていただきますけれども、今回の協定書の中にも年度協定書ということで定めて、毎月125万円を支出するということで年度協定書を定めておりますので、そういったことをご理解をいただきたいというふうに考えております。

それと、今房田主幹のほうから私も選定委員会の委員の一人でございますけれども、今回の先般全員協議会の中で資料としてお示しいたしました貸借対照表、それから損益計算書を見ても、これは一般的に貸借対照表というのはバランスシートといわれまして、今までの流動性を分析する資料でございます。あるいは損益計算書については年間の収益について出されているものでありますけれども、非常にどちらも黒字経営というような状況の中でバランスが非常にいい会社である。一般的にここが一つの大きなポイントではないかなというふうには思っておりますけれども、経営分析する場合、例えば流動性が悪かったり、あるいは片方の収益性が悪かったりしますけれども、

どちらも例えば貸借対照表を見ても、資本金について2億円という資本金ですけども、これについては全然食い込んでいないと。逆に1億500万程度利益剰余金が出されて、内部留保資金といたしまして利益準備金、別途積立金で8,400万というような流動性を持った会社であります。で、年間の損益計算書の収益性を見ても943万ほどの当期純利益が出ている会社でございますので、そういった部分の中では収支バランスがとれた会社というふうにして私どもも分析したところでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 選考委員会について必要がないからというのは、それは当然必要がなかったかと思いますが、前回の指定管理のときにも相当町民から言われているにもかかわらずそういうことになったということからすると、なぜ外部の意見を入れるような選考委員会にしなかったということが疑問が残るところであります。

それと、23条の甲が示す、町長が示す条件について、今金一課長から回答を得たのですが、この分について具体的に契約前に、この条件についてできれば議会のほうに示していただきたいなど、そういうふうに思います。

それと、3年間の1,500万はわからないでもありませんけども、この3年間とその後のことについては、まだやる意向では双方考えているようなのですが、この3年間について町のほうも5年だとか、それ以上の長期にわたることについて相手側と十分話しあわれたのか確認をしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 行政経営推進室長。

○行政経営推進室長（金一 昇君） 仕様書の関係ですけれども、今回の資料としては出しておりませんが、議員協議会のときには協定書案、それから年度協定案、それから仕様書の案を皆さんに配付しているところであります。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 私のほうからちょっと外部委員の関係もありましたけれども、これは昨年度の段階で町長のほうが提案をさせていただきまして、新たな事業者という形でこの議員協議会等の中でお話をさせていただいて、アンビックスという具体的な氏名を出させていただきながら具体的に交渉を進めてきたという背景がござい

ます。これは正直言いまして新規の方というのは、なかなかそれは正直言って見つからないでしょうというような前提も含めて町長からお話をさせてもらった、そういう中で非常に実績等も本当に道内ではトップの実績を持つというような会社等がございますので、そういうものも含めて要請を凶ってきたと。そういう中で、受託が可能なかどうかというのは今年に入りまして1月以降でなかったらば、これは結論は出なかったわけですが、こういう状況の中でお願いをしてきたというようなことがございました。そして、今財政課長のほうからございましたように、基本的には非常に財務運営状況、会社の経営です、これはもう久しく優れていると、こういう状況の中から庁内だけで検討委員会は立ち上げて、その中で決定をしてきたという経過でございます。

それから、契約期間の3年間という部分ですけども、これもちょっと議論等になって前回の中でもお話をさせていただきました。アンビックス社のほうとしても3年間1,500万円ずつということでの契約、委託金を受けるというようなことから一応3年間。それから、自社が多分に一定の分を投資をしていくというようなことが出てくれば、それは例えば7年であったり、場合によっては10年であったりしていくというようなことはアンビックス社のほうからも実は言われてきているところであります。私どものほうも3年たったらいいなんていう話は当然これはしておりませんから、基本的には長い間運営をしていただくというのを大前提にということで、これはお話をさせていただいてきております。当然やる側として3年なり、5年でいいですよなんていうことは当然思っておりませんから、やっぱりそういう長い期間をお願いをしたいということで話はしてきているところでありますけども、経過としてはとりあえず3年間というようなことでの契約で進めさせていただくと。で、これは当然、その間で次にいけば当然、その次のステップもあるというような解釈を私どももしておりますし、アンビックス社のほうとしてもそういう考え方を持っているということだけはお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけ最後の確認をさせていただきたいと思っております。

いろいろ白馬議員含めていろいろおっしゃいましたので、議会としても私も賛意の立場ですけれども、最終的に重大な決意を持って進めていかなきゃならないというふうなことで、町長に決意のほどだけ一言だけ伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほども白馬議員のご質問にお答えしたと思いますが、3回目ということで、3回目の公社の部分はスキー場、指定管理の制度は始まったということで公社に任せたわけですが、実質的に公募をしてやったというのは大石さんのときからということで、初めて公募をしたときにはどれだけの会社が来るのか想像もつきませんでしたし、初めてのことということもあって、そういったこともあって札幌の公認会計士を入れたりとか、要するに分析をしていただくためにそのやる会社の……そういうことでお願いをした経過もありますけれども、結果的には2社にとどまったということでどちらか選ばざるを得ない状況になったところです。

今回は、やはりまちづくり懇談会等々でも歩いておりまして、もちろん前にもお話したかと思いますが、事業仕分けというのがひとつの何と申しますか、やはり言葉になって、町長、あれはもう事業仕分けでいけば廃止だという方も中には一人、二人いたわけですが、でも多くの方たちはやっぱり何とかできるものなら開いてほしいと、再開してほしいという思いが非常に強かったというふうに自分では認識しているところです。そこで、何とかあそこを再開するためにはどうしたらいいのだろうということで、これまでのコネクションだとか、さまざまにつながりながらたどり着いたのがこのアンビックスさんというところなのですが、ここに行き着く課程までいろいろありましたので、それは自分も公社のときは企画財政課長ということで役員にも入ってまして、あの当時のこともやっぱり覚えてます。いろいろ言われてます。例えば、これから地元の人を大事にしていくのですが、当時もそういうことはあったと思うのですが、よその都会から来た人たちにとってはやかましすぎるだとか、それからどうしてくれるのだとか、そういうクレームもフロントにいっぱいあったのもまた事実です。ですから、そういうところもうまく交通整理をしていただきながら、みんなが楽しめて行けるようなところだというふうには、会社だというふうに思っていますので、そこに託すしかないなど。そして、自分

たちもそれに対してできることは精一杯協力をしていくと、バックアップをしていくということで決意を持って提案をしておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っているところです。

なお、関連する予算についてはこれから、ついこの間も担当する建築技師だとか、それから照明のデザイナーの方たち等々みえられて、いろいろ詳しく写真に撮っていったりしていますので、皆さんに前回ご提案した部分と若干異なる部分が出てくるかと思ひます。今向こうでもいろいろ調査研究中だと思ひますので、それはすぐにやる分については3月の補正予算に出させていただきます、ゆっくりやる部分についてはまた新年度の補正予算に出すようなこともあるかと思ひますけれども、そんなことでまたお金の面に関しては、皆さんとご協議させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ決意のほどと思ひてやっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今ここに移る課程の中で一番の心配というのは、アンビックス社というのはどういうところなのかということをお非常に不安を抱いている町民の方が多いのじゃないかというふうに思ひます。きょうの資料にはなかつたのですが、前回に渡されている中で会社の経営理念だとか、当社からの社会というかそういうところへのお約束というようなことに書かれているようなところなんかには、私はこの会社の経営哲学みたいなものにすごく感銘を受けました。ただ、お客さんというのはいろいろあって、やっぱり顧客の満足度をどういうふうに上げるかというのはお料理であったり、環境であったり、それはもうさまざま満足度というのがあると思ひるので、やっぱり地域の方がそこに行くときの満足度と、それから先ほど町長が言われたように、都会の人が今いうそのフォレスターに行くときの感銘っていうのはすべて違ふのだというふうに思ひのですが、私は町長がこの後自治会連合会だとか、あるいは老人クラブ、そういうところに行かれるときにはぜひこの会社の経営哲学みたいなものを言ひて町民の方をお安心というか、ただ経済状況がどう変わるかさきの話でわからないのですが、現時点では私は会社の経営理念だとか、経営哲学だとか、

言葉でそんなおもてなしと言ってもそれって何だと言われれば確かにそれまでなのですけども、そういうところに感銘を受けて今これを選定し、そしてみんなで盛り上げていこうというようなことをちょっと老婆心が余計なことかもしれませんが、町民が一番不安がっているところなので、アンビックス社という会社、こと回られるときには説明をしていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の分については8日の日に話し合いを持ちますのは、役員の方とということになりますけれども、その後またさまざまな会合等々がこれから3月、4月といういろいろな総会シーズンにもなってきますので、そういう中でもお話しさせていただきたいというふうに思います。今回アンビックス社が応募した、書いている内容、応募してきた我が社としてはこういう立場でこの指定管理者に手を挙げたという内容が書いてありますので、その部分と、それから今回の財界さっぽろの2月号に出ている記事がありますので、それとあわせて皆さんに目を通してもらって、そのことによって大体その会社のイメージが伝わっていくのではないのかなというふうに思いますので、そういう資料も含めて提供しながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これから議案第1号を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時28分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第2号 平成21年度津別町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第2号 平成21年度津別町一般会計補正予算（第8号）につきまして説明をいたします。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億6,119万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を58億5,922万円とするものであります。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたように、先般国の平成21年度補正予算（第2号）の成立をみたことにより、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を交付するとされたことを踏まえ、今臨時議会に補正予算として計上をしたところがあります。この交付金につきましては、各地方公共団体が実施計画を策定し、これに基づいて実施される事業を対象といたしまして、地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じた外形基準に基づき交付限度額が設定され交付されるものであります。この交付対象事業は、平成22年1月1日以降に地方公共団体の予算に計上される事業で、昨年12月18日、閣議決定されたあすの安心と成長のための緊急経済対策に沿った事業といたしまして、その他公共施設または公用施設の建設または修繕に係る事業として選定をしたものであります。なお、上水道事業会計繰出金は、この交付金とは別に地方公営企業法第17条の3の災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には一般会計から地方公営企業の特別会計に補助することができるという法律の規定に基づきまして、繰出金を補正予算として計上したものであります。

それでは、歳出から説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。民生費、社会福祉費、老人福祉費、老人福祉施設管理経費の15節工事請負費、西町寿の家屋根・外壁改修工事は、この施設の長寿命化保全対策に要する費用といたしまして697万2,000円をこの交付金の交付対象経費として増額補正をお願いするものであります。

次の福祉寮施設整備事業、15節工事請負費の緑永福祉寮内部改修工事は、福祉寮の老人居室スペースを広げるなど、安心・安全な住生活の環境整備のために要する費用4,189万5,000円をこの交付金の交付対象経費といたしまして増額補正をお願いするものであります。

次に、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、上水道事業会計繰出金は、津別川水道配水管伏越改修工事に対し、緊急経済対策臨時交付金とは別に1,505万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、土木費、住宅費、住宅建設費、町有住宅建設事業は、本町の住宅事情から公営住宅等の入居困難な者に対する住宅セーフティーネットとしての住宅を整備するため、13節委託料は、建設事業に係る実施設計といたしまして424万7,000円、15節工事請負費は、旭町児童遊園地に2棟6戸、地域振興センター裏の職員住宅跡に1棟3戸の計3棟9戸を建設に係る主体工事といたしまして8,145万9,000円、本町職員住宅解体工事といたしまして533万4,000円、建設主体工事の外構工事といたしまして622万7,000円の総額9,726万7,000円を交付対象経費として増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、本町の交付限度額1億1,648万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、基金繰入金、基金繰入金、財政町政基金繰入金は、一般財源分といたしまして4,470万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

第1表にお戻りいただきたいと思います。第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであり

ます。

以上、説明といたしました。地域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業については、地方自治法第213条に基づいて繰越明許を設定して事業を実施することとなりますので、この交付金にかかわる部分も含めて3月定例会補正予算で予算設定を行い、議会に上程したいと思っておりますので、よろしくお願ひしますとともに、議案第2号についてご承認のほどよろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 最初に、老人福祉費の福祉寮の整備関係でございますが、今回内部改修2部屋を1部屋にするのかだと思ひますが、この改修に当たって入所料の、いわゆる使用料について上がるのか上がらないのか、そのままなのかお伺ひをしたいとそういうふうと思ひます。

それから、衛生費の上水道の繰出金につきまして1,505万7,000円、次の議案にも関係するのですが、上水のほうで補助金で受けてるということから、過去にあまりこういう形は受ける側の補助金とそういう形はなかったかと思ひますが、なぜこういうふうになったのか、確認する上でお聞きをしたいと思ひます。

それから、土木費の町有住宅の関係でございますが、低家賃というふうに聞いておりますけれども、どこらあたりの家賃を想定してこの住宅について建設するのかお聞きをしたいと。公営住宅と別に低家賃住宅でという説明が前の協議会のときに話があったわけですが、建てるとすれば町民も関心があると思ひます。1万円以下なのか何ぼなのか、そこらあたりの町としての考え方についてお聞きをしたいと、そういうふうと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 最初に、ご質問のありました福祉寮の改修によって利用料が上がるのかどうかという部分でありますけれども、現在利用料につきまして4月から10月までが3万6,000円、それから11月から3月までが4万3,900円ということで、年額で大体47万程度の年額になっております。それで、今

回の改修につきましては、当初図上で今現在居住部分として12部屋ありますけれども、12部屋を8部屋にしようというふうにちょっと考えていました。ところが、今2部屋ごとにブロックが入ってしまっていて、そのブロックを取り壊すことは構造上好ましくないというふうな技術のほうの指導も受けましたので、現在の2部屋を1部屋にして、それから管理人室があります。管理人室については、管理人さんを置かないということで今振興公社のほうに夜警さんを置くという形でとっておりますので、今まで使っていた管理人室を居室にする、それから現在の娯楽室と、それから隣にちょっと物置で使っているところがありますが、そこも居室にしまして全部で8部屋をつくるということにしております。それで、倍の部屋になりますけれども、御存じのように津別町の今の高齢者のそういう部分の施設からいきますと、福祉寮、それからグループホーム、それからケアハウスというような形で行っております。それぞれ皆さんの高齢者の方の身体の介護の関係ですとか、それから経済状況、家庭の状況で、それぞれ皆さん住まなきゃならない場合については、それぞれ選択しながら住んでいるというようなことになっていきますが、福祉寮の持っている意味合いからいきますと、やはり家庭の事情があって、健康で、それから経済的な問題というようなことも出てきますので、今まで御存じのように6畳間ということでかなり狭いところに住んでいたということもありますので、今回につきましては倍になりますが、現状の利用料については据え置くということで、内部的には今のところ進めようというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま山内議員からご質問ありました上水道事業会計に対する繰出金、上水道事業会計のほうでは補助金という形で受けてございますけれども、この部分についてまずご説明したいというふうに思います。先ほど企画財政課長が公営企業法第17条の3を適用してということで、実はこの解釈の中に災害の復旧その他特別な理由により必要があるときは一般会計から地方公営企業特別会計に補助することができる、この規定の最終的には適用させ、町のほうから補助金という形で計上しているわけでございますけれども、この津別川の伏せ越し管の状況については、

まだ災害が起こったわけではございませんけども、この状況を放置しますと管が棄損して災害に似たような状況は起こるということで、その他特別な事由に該当すると。21年度もいろいろ緑永橋の管からの亀裂だとか、いろいろ状況がございますけども、今回の事例につきましては不可抗力といえますか、施設の経年劣化でなく、川という部分の河床が低下すると、こちらのほうの部分では不可抗力な部分があるものですから、災害の復旧とそういうふうなことと何らかわりはないだろうと、その他特別な理由に該当するというので補助金ということで受けることといたしてございます。最近においては、こういう状況がございますので、町としてはケースとしては初めてかなというふうに考えてございます。

それと次に、経済対策で実施いたします町有住宅の料金等の考え方でございますけども、今町で持っております町営住宅、特別公共賃貸住宅がございますけども、その他として町有住宅ということで過去何度かその規則にはめて整備した住宅がございます。共和のカラマツ住宅、相生とか上里のカラマツ住宅もそうでございますけども、それらがこの町有住宅の規則の中で対象として行ってございます。これ上限額が今1万5,000円でございます。この限度額を定めてございますけども、今回の低家賃という表現がいいのかどうかわかりませんが、実はことしから27年まで66戸の町営住宅の整備計画をしてございますまちなか団地の整備が、いわゆる旭町、西町の公営住宅の建てかえということが大前提となっているわけでございます。今旭町にしましても、西町にしましても、低家賃で入居されている方が果たして町営住宅のほうにスムーズに建てかえということで入居されるのかどうかというのは、住宅マスタープランをつくったときからの課題になってたかというふうに思います。特に旭町におきましては、25年か26年に着工になるかと思っておりますので、その前年取り壊しということになりますと、ここ2、3年の間には退去していただければその用地が確保できないという大きな問題もございます。

一方で、これは旭町にいきますと17戸の方が今单身の方が多いのですが、入居されてございまして、1,500円とか2,500円、3,000円を下回る料金で、この新しい町営住宅1LDKで想定しますと、今の試算で約2万ほどになります。果たして2万の住宅に入ってもらえるかどうかというのは非常に町としては大きな課

題でございまして、昨年の地域懇談会で、候補地として上げてございます旭町の児童遊園地の跡地についての住民説明会におきましても、料金の家賃に対する不安といたしますか、その分の質問が一番多かったわけでございますけども、ここら辺を整理する手法としては町営住宅、特賃、三つ目の住宅として、この町有住宅で選定していくしかないだろうということで、この町有住宅を整備しようということになったわけでございますけども、料金についてはまだ地域のこの間の旭町の説明会でも、料金についてはまだ決まってませんというお答えをしてきました。実際1万5,000円からどの程度負担調整ができるのかと、こういう事例といたしますか、すべて同じ料金に設定できるかどうかは非常にまだ課題が多いわけでございますので、これから検討をしたいというお話をしてございます。1万前後なのかどうかはまだわかりませんが、これからの中で検討していきたい。

それと、もう一つは、それじゃ安い住宅に入ると他とのバランスの問題が原課としてはやっぱり一番大きな問題になりますので、今回建て方の質とか規模についても、現状といたしますか、これから建てる公営住宅との大きさの多少差もつけなければなりませんし、質においても多少料金とのことも想定しながら、できれば少し安くといたしますか、家賃も安くなりますけども、規模も若干小さくしなければならぬのかなというふうに考えてございます。そこら辺、総合的な中で調整しながら最後の負担調整を図って1万円になるのかまだわかりませんが、そこら辺で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 福祉寮の件につきましては了解しました。

上水の財政課長に聞きたいのですが、上水のほうで補助金で受けるのであれば町の予算も補助金ではないかなとそういうふうに思いますけども、再度この関連についてお伺いしたいのと、上水の場合、独立した企業会計という建前で、多分内部留保金については1億8,000万ぐらいあるのかなとそう思います。なぜ、この一千五百何万何がしを上水に補助金として出すのか再度お伺いをしたいと。

それから、町営住宅の家賃につきましてまだわからない、決まってないということで、この建設の予算として出すのが非常に私としては疑問が残りますし、この位置づ

けについてもやはりきちっとするべきではないかと。ただ、お金を、ただ国から来るからか建てるという考え方ではうまくないのではないかと、そういうふうと考えられます。特に、旭町、西町、家賃の安いところに入っているのは現状ですけども、特に西町は、非常に住宅が見ているかどうかわかりませんが、非常に大変なところに住んでいると、これは長年住んでいると。これは町の住宅政策からすると、やはりこれあたりを救うほうに、この今回の住宅について振り向けていくべきではないかと、そういうふうを考えておりますので、それあたりも含めてお答えをいただきたいなとそういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 今の上水道事業会計の繰出金の関係で、補助金じゃないのかというようなご質問と、それから内部留保があるのに繰り出しすることについてのご質問だったというふうに思います。

今建設課長のほうからもありましたように、私どもも財務事務提要等々をそしゃくしながら、これについての予算計上をさせていただきましたけれども、今回の上水道事業の伏せ越しの関係については、今回一つには緊急経済対策に持ち込めないかどうかという問題も一つには検討した部分でございます。しかしながら、限度額の問題もでございますので、その部分についても検討したとこでございますけれども、今建設課長からありましたように災害に準じた方向と、それともう一つは、これは国のよく地方財政計画含めて中央公営企業に繰り出しする考え方について、それも国のほうから毎年度指示されているところがございますけれども、そういったところを準じて一般会計からの繰出金というふうにして整理をしたものであります。補助金とされたのは、これはまさしく公営企業法に沿った処理というようなことをご理解をいただきたいというふうに考えているとこでございます。よって、そういったことで確かに内部留保資金の関係についても建設課との間でいろいろと協議をいたしましたけれども、先ほど言いました理由に基づきまして災害に準じた方向という形の中でやったというふうな内容でございます。

将来にわたって、今後ひょっとすると上里の導水管の問題等々、いろいろと出てくるというふうに考えておりますけれども、国の一つの財政方針といえますかそういつ

た部分については、社会資本整備といったものに限定をしながら、そういった繰出金の一つの規定がございまして、そこら辺の部分含めて今回についてはそういった理由に基づきまして繰り出しをしたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 町有住宅の家賃の問題でございまして、まだ家賃が決まってない中で事業を進めるのはいかがかどうかというご質問かというふうに思いますけれども、状況的にはこの新しい町営住宅66戸を建設する中で、建てかえというのはやっぱり大きなテーマでもございますし、後ほどありました西町の団地の状況も、私どもも厳しい状況であるということは理解をしているところでございますけれども、やはり今の国の制度に乗ってその整備を図って、今の430戸ほどございますけれども、将来の戸数370程度に設定している中ではある程度の建てかえをしながら、あわせて修繕等も行っていくという両建てで計画しているわけでございますけれども、ただ旭町、西町については相当耐用年数が古い中で、これ以上整備をしていくというよりもむしろ残す分は残す、建てかえするのは建てかえするという方針をやっぱり定めないと、なかなか住宅の問題は解決しないということで、住宅マスタープランの中で整備をしたかというふうに思っております。家賃がこれから負担調整という形で1万5,000円を上限として調整していかなければならないというふうに考えてございますけれども、現行の新設されます町営住宅とのバランスなり、今持っております例えばカラマツ住宅のところが30平米ほどで、これも1万5,000円でございます。特賃が今単身世帯で2万5,000円でございますので、そこら辺とのバランスなり建て方の問題も含めて調整していかなければならないというふうに思います。急にといいますか、建てることありきというより、解決しなきゃならん大きな課題の第一歩として、このきめ細かな臨時交付金により前進できるかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 上水の繰出金については、財政課長が災害に準じた事業ではないかと、そういうことも回答であったわけなのですけれども、受ける側が補助金ということであれば、出す側も補助金ではないかなと、この公営企業の会計処理上補助金

で受けるという形で説明あったのですけども、これについて私もちょっと理解できないところがあるところです。

それから、家賃についてですけれども、この町営住宅1万5,000円が上限だと、そういうふうになっているわけですけども、町長、今回の考え方は前にも聞いたのですけども、町として低家賃の住宅について検討したいというふうに答えているのですよね。ですから、私は申し上げているのはその部分に該当させれないのかと、そういう考え方を聞いていると。バランスとか今までの例については十分わかっているつもりです。ですから、今回言っているのは建てかえに重点を置いて現在低家賃に入っている建てかえ該当の住宅の方を入れるべくことを考えないのかどうか、そのときには家賃を当然1万5,000円では厳しい人もおりますので、そのあたりの町有住宅であれば減免措置とか、いろいろ考えられるのではないかとということを私は聞きたいということで再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 先ほどちょっと災害に準じた方法ということで、今回一般会計から繰り出しする考え方でありまして、もう一つは、なぜ経済対策のほうから外したかというのは、今回のQ&A含めて経済対策のやつできてるのですけれども、その中に公営企業会計、特別会計等に対する繰り出しの一つの考え方のQ&Aがきておまして、インフラ整備に係る経費であれば地方公営企業法との経費負担原則に基づき対処することはできると。なお、通常の場合と同様に特別交付税との調整が行われる場合があることに留意されているということで、特別交付税で措置されるケースが出てくると。これ今まで地域活性化生活対策臨時交付金で会計検査員が入って、この特別交付税との調整といったものについて非常に指摘を受けている事例が多いということで、今回公営企業に繰り出しすることについては緊急経済対策から外したということがまず1点であります。それと、もう一つは、このQ&Aの中で一般会計から公営企業会計に繰り出しすると、こういうようなことがQ&Aにございまして、それで今回の場合については一般会計繰出金ということで整理をしたということで、私どもは財務事務提要含めてそういう処理をしたとございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○ 町長（佐藤多一君） 家賃の関係でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

町有住宅ということで上限の家賃が1万5,000円ということなのですが、これ私が聞いている範囲では、かつて建てる時にはカラマツ住宅やなんかもみんな町有住宅ですので、1万5,000円でなくて2万円で提案したというふうに聞いています。議論の中で1万5,000円に落ちついていったというふうに聞いておりますけれども、これ実は例えば相生なんかでも1万5,000円でカラマツ住宅に入られる方、それとのバランスでその地区で公営住宅に入っている方、何であんなに安いのだろうというようなことも声が出てるのは、また耳にしております。ですから、この1万5,000円という上限がいいのかどうなのかという、これは低家賃とは別に町有住宅として、いつかは考えてかなくちゃならないのかなというのも頭にあるところです。この1万5,000円を今度新しくできた住宅に、低家賃の方を1万5,000円に入れるということではなくて、それは当然所得等々ありますので、それは減額しながらもう少し安い値段で入っていただくということになると思いますけれども、それをどれぐらいにするかというのはまだちょっと今決めておりませんということです。やっぱり住民のところに行きますと、この間旭町の1、2、3の方たちそれぞれ、特に今の古い旭町の公営住宅に入っておられる方たち、随分たくさん来ておりましたけれども、そこでも家賃の問題が旧自治会長等々からも出しておりましたけれども、それは昭和30年、40年代に建てた建物の公営住宅の家賃と、平成22年に建てた家賃が同じ金額ということにはなりませんということでお答えをしているところです。ただ、低家賃というそういう人たちを誘導していくというための住宅として今回の交付金を使ってつくるものですから、その辺の何というのですか、考慮はしていきたいなというふうに考えているところです。

もう一つは、それでもやっぱり今のところがいいというのは、これ実はその会場でもお話したのですが、美幌でもやっぱりあるそうです。やっぱり2,000円、3,000円という金額が魅力でそこにずっと住みたいと、別に新しいとこできても行かなくてもいいと。それは、それなりの人気がある住宅ということで、古いながらも使ってるということを美幌の町長も言っていたのですけれども、やっぱりわかるような気がします。ですから、それはそれとしてどこにするかというのは別にして、移って

いただきたいという、そういう手当てはしていきますけれども、やっぱり移りたくないという人も当然残る方もおりますので、それはそれで壊しちゃうから出てくれとか、そんな乱暴なことはするつもりはありませんので、これは今のはちょっと離れますけれども、ついでにお話させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけお聞きしたいと思います。

国の活性化の交付金で長年の懸案のものが、単費でできないものが有利にかなりできたのではないかなというふうに思ってますけども、今回の交付金から外れて重要懸案で残ってる残事業と概算金額でどの程度ぐらいあるのか、今後どういうふうに対応していこうというふうに考えているか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ちょっと残事業の量的な費用について、今持ってきておりませんが、毎年要するに公共施設の予算編成時期に主要事業とともに公共施設の今後の、要するに何というのですか、維持管理経費の計画を上げていただいております。よって、例えば何年度にこういったものが建てられて、何年度には屋根を直さなきゃならないとか、あるいは外壁を直さなきゃならないとか、それから内部改修しなきゃならないとか、あるいは機械の経年劣化はこの年度にはこういったところが起きるだろうというようなことを一つの計画といたしまして出させていただいて、それに基づいて一定程度主要事業として上げていただくというルールに基づいてやっております。で、今谷川議員のほうからまさにこの20年度、21年度で相当のお金が入ってきておりましたので、これは実際私も3年目の予算編成に入っているわけでありまして、例えば前町長のときには非常に財政状況が厳しい状況の中で、特に交付税がぐんと落ちた状況がございまして、相当先送りしてきた事業というのは相当あったわけでありまして。そういったことが今回の20年度、21年度の経済対策で相当でき上がってきたと。しかしながら、この西町の寿の家みたいな、例えば地域集会施設みたいなものについても、これも計画を上げてもらって何年度にこういう

施設を要するに屋根をしなきゃならん、外壁をしなきゃならんといったところを含めて上げてきてもらっているのも事実であります。そういったところに沿って各課そうやって上げてきておりますので、今後そういったところの推計を見ながら進めていくような形になろうかなというふうには考えてございます。今ちょっと資料を持ってきておりませんので、今後どの程度の残事業になるかという部分があるのですが、今年の平成22年度の予算編成時期に、要するに道路だとかそういうことは別といたしまして、例えば建物の箱物の関係の中では、そんなに要求といったものについては過去の3年前ぐらいから考えますと、そういった要求はなかったと。しかしながら、今ちらちらまた聞こえてきましたのは、例えば中央公民館の講堂の屋根がなんか非常に雨漏りをしているという状況が今予算がもう大体終わってからそういった情報が聞こえてきますので、特にそういう中央公民館ですとか、そういったところは今後出てくるだろうなということは想定をされるところでございますけれども、大体町民会館だとか児童館だとか、いろいろとあと大きな施設については、そういったところで一定程度済ましてしまいましたので、そういった面ではそんなにこれからそういう大きな大規模改修みたいなのところについては出てこないのかなというふうには考えています。学校だとかそういったことは、ちょっと別にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第3号 平成21年度津別町上水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま上程となりました議案第3号 平成21年度津別町上水道事業会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり昭和58年度に施行しました津別川伏越配水管が河床の低下により管が露出し、放置すると棄損の恐れがあることから配水管を改修するものでございます。なお、設計につきましては11月臨時会において委託料の補正をいただいたものでございます。

3ページをお開きください。資本的収入及び支出では、収入で款1資本的収入、項1補助金、目1補助金1,505万7,000円は津別川伏越配水管改修工事に対する一般会計補助金であります。支出では款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設設置費、工事請負費1,505万7,000円は、提案理由で申し上げました津別川伏越配水管改修工事に要する経費でございます。

4ページの資金計画につきましては記載のとおりでございますので、内容につきましては省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。このページは予定貸借対照表でございますが、6ページの下から5行目、当年度純利益は補正前と同額の1,156万6,000円と見込むものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。第2条、資本的収入において予算第4条本文の括弧書き中「資本的収入はなく、」を削り、資本的収入の総額を1,505万7,000円として資本的支出の総額を1億439万3,000円とするものでございます。第3条の他会計からの補助金では、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,505万7,000円とするものでございます。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分に整理したものでございます。工事につきましては、本議決後2月の中旬に契約をしたいというふうに考えてございます。河川管理者の専用許可後に工事着工

し、年度内に工事を完成したいというふうに考えてございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 1点だけお伺いをしたいと思います。一般会計でもちょっと質問いたしましたが、補助金で受けると。この補助金で受けた場合にお伺いしたいのですが、固定資産、貸借対照表の償却のところ、これ一千五百何万プラスされてこの貸借対照表組まれていると思いますが、補助金で企業が受けた場合に、この補助金の事業について固定資産の今後の経理方法、いわゆる償却資産をどのように経理するのかお伺いをしたいというふうに思います。これは多分おわかりかと思いますが、この補助金で受けた場合に償却資産で経理する場合、みなし償却といって補助金で得たこの固定資産について減価償却をしないと、そういうルールがございますので、そのあたりについて考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後12時12分

再開 午後12時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） 減価償却の部分のご質問でありましたけども、この部分については減価償却しないということで扱うこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、報告第1号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成21年度11月分、12月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長(鹿中順一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後12時16分)